

【情報提供】上海葵井商務諮詢有限公司

上海市華山路301号 静安商楼211室 TEL: 021-6248-8007

URL: <http://www.aoi-bc.com/> e-mail: shanghai@aoi-bc.com

【編集/提供】葵ビジネスコンサルティンググループ 東京本部 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込1-12-12

TEL: 03-3775-1220 FAX: 03-3775-1156

URL: <http://www.kaikei.info> e-mail: info@ykss.com

## 中国の外商投資企業の決算・税務申告等手続スケジュール

中国に進出した外商投資企業の会計年度は、通常1月1日から12月31日までの1年間と定められています。会計年度終了後、すなわち翌年1月から年度決算手続が始まり、その手順は概ね次のように進めて行くことになります。なお地域により、その手続等が異なる場合がありますので、各担当官庁で必ず確認をとる事が肝要です。

### 社会保険基金算定基礎届け

1. 申請先 社会保険基金管理センター
2. 期限 2月末
3. 申告 中国人従業員の社会保険料の算定基礎となる前年の給与収入を申告

### 増値税輸出還付税額の精算

1. 申請先 国家税務局
2. 期限 3月末
3. 申告 輸出企業で仕入増値税の還付を受けようとする企業は、1年間の増値税額の精算を行い、増値税額の過不足を計算申告する。

### 法定会計監査

1. 申請先 公認会計師事務所
2. 期限 4月末
3. 申告 原則として中国の外商投資企業はすべて会計年度終了後、公認会計師による会計監査が義務づけられており、当該事務所の監査報告書が、その後の関係官庁への各種申告の際、必要となります。

### **法定外貨検査**

1. 申請先 公認会計師事務所を通じて外貨管理局へ
2. 期限 4月末
3. 申告 法定会計監査と同時に公認会計師による外貨監査が行われ、外貨監査報告書を添えて外貨管理局の認証を受けることとなります。

### **連合年度検査**

1. 申請先 工商行政管理局、対外経済貿易委員会、財政局
2. 期限 4月末
3. 申告 会計監査と外貨監査が終了後、各官庁に前年度の企業財務状況及び事業概況を申告し、各政府機関のチェックを受けることとなる。

### **企業所得税確定申告**

1. 申請先 国家税務局
2. 期限 年検終了後4ヶ月以内
3. 申告 税務申告用紙にて企業所得税の申告をする。各種優遇税制による減免申請同時に行うこととされている。

### **利益処分**

1. 申請先 董事会
2. 期限 5月末頃
3. 申告 前年の会計上、税務上の手続がすべて終了した段階で董事会を開催し会計報告、利益処分を決議することとなる。